

者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照
ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別
添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

◇ 評価結果の通知：2026 年 7 月 3 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価
結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国・地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	PNG 及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

マラリアは貧困と密接に関連する世界的な公衆衛生上の主要課題であり、ミレニウム開発目標期間（2000～2015年）には、長期残効性蚊帳（LLIN）やアルテミシニン併用療法（ACT）の普及により、国際的に一定の成果が得られた。しかしその後、資金の停滞や新型コロナウイルス感染症による医療サービスの混乱等を背景として、マラリア症例および死亡数は再び増加傾向に転じ、2030年までのマラリア撲滅という持続可能な開発目標の達成は危機に直面している。

オセアニア地域のマラリア課題は、世界全体では相対的に注目度が低い一方で、アフリカ以外で年間寄生虫発生率（API）が150を超える国はパプアニューギニア（以下、PNG）およびソロモン諸島のみであり、特にPNGはWHO西太平洋地域におけるマラリア症例の約90%を占める「取り残された高負荷地域」とされている。PNGでは、国家的なLLIN配布等により一時的にマラリア有病率が大きく減少したものの、2015年以降は再流行が顕在化している。その背景として、資金不足、保健情報・サーベイランス体制の脆弱性、険しい地形や文化・言語の多様性によるロジスティクス上の制約に加え、媒介蚊の屋外吸血化、LLINの効果低下、介入カバレッジや医療機関受診率の低さといった複合的要因が指摘されている。

これらの課題は、単一の対策手法によって解決することが困難であり、地域特性を考慮した統合的かつ多角的なマラリア対策の構築が必要であることを示している。本事業は、これまで30年以上にわたり同地域で蓄積されてきた研究成果を基盤とし、文化人類学・宿主ゲノム・皮膚常在菌叢・揮発性有機化合物解析などによる「生物・文化的多様性」の統合解析、人工知能および機械学習を用いた気候変動適応型予測モデル、仮想現実や拡張現実を活用したサーベイランス教育など、先端的な技術が組み込まれた複合的介入戦略を共同で検証・構築するものであり、PNGにおけるマラリア対策の停滞局面を打開し、その成果の国家戦略への反映を狙って実施されるものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）の仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）準備業務（2026年7月中旬～2026年9月上旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② PNG側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出する。
- ③ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。
- ④ 研究代表者に対する個別ヒアリングを実施し、調査団内の打合せ、JICAが主催する勉強会、対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務（2026年9月中旬～2026年10月上旬）

- ① JICA PNG事務所等との打合せに参加する。
- ② PNG側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制

(c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制

(d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み

エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（WHO、DFAT、世界銀行、NGO等）の活動動向、連携の可能性

- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions））を検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICA PNG事務所等に報告する。

(3) 整理業務（2026年10月上旬～2026年10月下旬）

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

(4) 気候変動対策事業としての案件形成に係る情報収集・分析

本事業の実施により、相手国の気候変動に対する適応力強化が一定以上見込まれる場合、気候変動対策事業（適応策）とも位置づけられる可能性があることから、「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation） | 事業について - JICA」の該当箇所等を参考に、気候リスクの分析・本事業を通じた適応策・裨益人口の推計を検討する。

¹ 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2026年10月30日（金）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。宿泊料については、(5)を参照下さい。

(2) その他留意事項

- 1) ポートモレスビー市における宿泊については、安全管理対策上の理由からJICAが宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律、ポートモレスビー：31,000円／泊、その他の地域：26,000円／泊として計上してください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

- ① 現地業務日程

現地業務は2026年9月15日～10月3日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に先行して現地調査を9月15日から開始することを予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 研究総括 (大阪国立大学)
- エ) 研究総括支援 (長崎大学)
- オ) 研究主幹 (AMED)
- カ) 調査員① (AMED)
- キ) 調査員② (AMED)
- ク) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA PNG 事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳傭上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

(2) 参考資料

1. 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第二グループ保健第三チームから配付しますので、hmge2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・要請書

2. 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

・2026年度新規採択案件の概要

https://www.jica.go.jp/information/press/2026/_icsFiles/afieldfile/2026/04/14/FY2026_SATREPS.pdf

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA PNG 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上